

* 就労証明書 主な確認ポイント *

就労証明書に不備があると、受付ができない場合があります。また、提出された書類は返却できないため、申込前に保護者自身で不備がないか必ず確認してください。

- 証明日が申込日よりさかのぼって3か月以内の日付（4月入所一次受付及び現況届の場合は8月1日以降の日付で可）となっている。
- 事業所名、代表者名等の事業所情報が正しく記載されている。
- No.2 保護者の氏名、生年月日が正しく記載されている。
- No.3 雇用（予定）期間等の「無期」または「有期」いずれかに☑があり、期間が記載されている。有期の場合は終期の記載があり、終期が入所予定日以降となっている。または終期が入所予定日以前であるが、No.14 契約満了後の更新の有無が「有」または「有（予定）」となっている。
- No.5 雇用の形態のいずれかの項目に☑がある。
- No.6 固定就労の場合、就労曜日に☑があり、合計時間、うち休憩時間及び就労日数が記載されている。平日、土曜、日祝の就労時間帯及びうち休憩時間が記載されている。
- No.6 変則勤務の場合、合計時間の「月間」または「週間」いずれかに☑があり、合計時間及びうち休憩時間が記載されている。就労日数の「月間」または「週間」いずれかに☑があり、日数が記載されている。主な就労時間帯・シフト時間帯の就労時間帯及びうち休憩時間が記載されている。
- No.7 直近3か月分の就労実績が記載されている。（就労予定または就労開始間もないため実績がない場合は就労日数の見込みが記載されている。）年月は支給月ではなく実際の勤務月が記載されている。
- 産前・産後休業、育児休業等を取得していたため直近3か月分の実績がない場合、No.7 就労実績に休暇取得前の就労実績の記載があり、No.8,9,10 に休暇取得状況が記載されている。
- No.8,9,10 に該当する休業以前に切れ目なく休業を取得している場合（上の子の産前産後休業及び育児休業）は備考欄に記載されている。
- No.13 保育士または幼稚園教諭として勤務している場合は、保育士等としての勤務実態の有無に☑がある。
- 記載内容が訂正されている場合、訂正者の訂正印か署名がある。修正液等を使用していない。